

入 札 説 明 書

1 賃貸借の場所及び面積（詳細は、別紙のとおり）

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
1	岐阜県高山市三福寺町 736 岐阜県立斐太高等学校	生徒昇降口	2.00 m ² 幅 2.0m×奥行 1.0m	1 台
2	岐阜県高山市三福寺町 736 岐阜県立斐太高等学校	体育館横	2.00 m ² 幅 2.0m×奥行 1.0m	1 台

※貸付面積には、放熱余地・回収ボックス設置部分・転倒防止部分を含む。

2 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす法人又は個人は、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次の①から⑨までのいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ② 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体において代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められる個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）
 - ③ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められる個人又は法人等
 - ④ 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められる個人又は法人等
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる個人又は法人等

- ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用するなどしていると認められる個人又は法人等
 - ⑦ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる個人又は法人等
 - ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これらを利用していると認められる個人又は法人等
 - ⑨ ②から⑧までのいずれかに該当する者を下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等の相手方とし（⑧に該当する場合を除く。）、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わない個人又は法人等
- (4) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加申込期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 法人にあつては岐阜県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては岐阜県内で事業を営んでいること。
- (7) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有していること。

3 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、岐阜県が設置事業者に対し、行政財産である建物（又は土地）の一部を賃貸する方法により行います。

(2) 賃貸借期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間とし、更新はしません。

(3) 賃貸借料

賃貸借料は、入札により決定した金額とします。

賃貸借料は、契約期間の年数に均等分割して、年度ごとに納付してください。

なお、消費税の増税など経済情勢の著しい変動その他正当な理由がある場合は、賃貸借料の改定を行うことができるものとします。

(4) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は、全て設置事業者の負担とします。

また、光熱水費についても、設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、岐阜県が指定する期限までに全額納付してください。

(5) 設置機器及び販売品目の条件について

別紙仕様書による。

(6) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 入札条件を遵守し、賃貸借料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

ウ 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託しないこと。

(7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。回収ボックスに収納された容器は、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

ウ 商品の搬入及び廃棄物の搬出の時間及び経路については、岐阜県の指示に従うこと。

エ 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

オ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。また、設置後は、安全面に問題ないか定期的に確認すること。

カ 自動販売機の故障や問合せについては、連絡先を自動販売機前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、一切の補償を岐阜県に請求することができません。

4 入札手続に関する事項

(1) 担当部局

〒506-0807 高山市三福寺町 736

岐阜県立斐太高等学校 事務室

電話 0577-32-0075

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和7年1月15日（水）から令和7年1月31日（金）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

4の(1)に同じ。

(3) 入札参加申込みの方法

ア 入札への参加を希望する者は、イに定める書類を提出しなければならない。

イ 提出書類（提出部数各 1 部）

① 一般競争入札参加申込書（様式第 1）

② 誓約書（様式第 2）（代理人により入札する場合でも本人の誓約書が必要）

③ 設置する自動販売機及び回収ボックスのカタログ等

ウ 提出期限 令和 7 年 1 月 3 1 日（金）

期限までに入札参加申込書を提出しない場合は、入札に参加することができない。

郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 1 4 年法律第 9 9 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）により申込みを行う場合にあっては、期限までに 4 の(1)へ到達したものを有効とする。

5 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則第 1 1 4 条各号に該当するときは、免除する。

6 入札の日時等

(1) 日時・場所

日時 令和 7 年 2 月 1 4 日（金）午前 1 0 時

場所 高山市三福寺町 736

岐阜県立斐太高等学校 有斐会館 3 階 会議室

（入札を郵便等により行う場合は、令和 7 年 2 月 1 3 日（木）午後 4 時までに 4 の(1)に必着のこと。）

(2) 入札の受付は、入札開始時刻の 3 0 分前から 1 0 分前までに行います。入札は、上記開始時間を厳守しています。開始時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

また、一度会場に入場されますと、入札終了までは退場できません。会場内では、私語、携帯電話による会場外との連絡はできません。

(3) 入札へは、申込者又は代理人が必ず出席してください。

入札会場への入室は、1 名とします。なお、代理人によって入札する場合は、委任状（様式第 4）を作成の上、提出してください。ただし、1 人で複数の代理を兼ねることはできません。

7 入札日の持参品等

(1) 入札書（様式第 3）

(2) 委任状（様式第 4）

入札参加申込書の申込者本人が入札に参加される場合は、不要です。入札参加資格者名簿に登載された方以外の方が入札に参加される場合には、委任状を持参してください。

(3) 印章

入札参加申込書に押印したご本人の印章を持参ください。

ただし、代理人が入札される場合には、申込者ご本人(委任者)の印章は必要ありませんが、代理人の方は委任状に押印したご自分の印章を持参ください。

(4) 筆記用具(黒又は青の万年筆又はボールペン)

(5) 身分証明書(ご本人又は委任を受けた方と証明できるもの 例：運転免許証)

(6) 入札用定型封筒

8 入札に当たっての注意事項

(1) 入札参加者は、岐阜県立斐太高等学校への自動販売機設置に係る一般競争入札公告、本説明書及び契約書(案)並びに賃借物件の現況等を熟覧の上入札してください。

(2) 入札者が代理人である場合には、入札前に必ず委任状を提出してください。ただし、1人で2人以上の代理を兼ねることはできません。

(3) 入札書には、所定の様式に必要な事項を記載し、記名押印(代理人の場合は、代理人の氏名及び代理人の印鑑)の上封かんし、入札者の氏名(代理人の場合は、代理人の氏名)を明記して、所定の入札箱に投函してください。

(4) 入札用封筒

(表)

物件番号
入 札 書 在 中
氏名

(裏)

印	印	印
---	---	---

(5) 郵便等による入札を含め、入札書の日付は、入札日を記載してください。

(6) 入札書への金額の記入は、所定の欄に算用数字(0、1、2、3…)を使用してください。なお、ケタ数には十分ご注意ください。

(7) 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え、又は撤回することができません。

(8) 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効となります。

① 入札に参加する資格を有しない者がした入札

- ② 委任状を持参しない代理人がした入札
 - ③ 指定の時刻までにされなかった入札
 - ④ 所定の入札書によらない入札
 - ⑤ 同一事項の入札について、入札者又は代理人が 1 人で 2 以上の入札をした場合、その全部の入札
 - ⑥ 代理人が 2 人以上の者の代理をした場合、その全部の入札
 - ⑦ 入札者が同一事項の入札について他の入札者の代理をした場合、その全部の入札
 - ⑧ 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
 - ⑨ 記名押印を欠いた入札書による入札
 - ⑩ 必要な記載事項を確認できない入札
 - ⑪ 入札金額を訂正した入札書による入札
 - ⑫ 入札書の入札金額以外の記載事項を訂正し、挿入し、又は削除した場合にその箇所に押印のない入札
 - ⑬ 競争入札参加申込期限日から入札の日までの期間内に、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた者がした入札
 - ⑭ 電信による入札
 - ⑮ その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 郵便等による入札を希望する者は、書留郵便等により確実に送付すること。
- ア 送付先 〒506-0807 高山市三福寺町 736
岐阜県立斐太高等学校 事務室
- イ 送付期限 令和 7 年 2 月 1 3 日（木）午後 4 時（必着）
- ウ 同封書類 くじ引きに係る委任状（様式第 5）
- エ 送付方法
- 二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封のうえ、入札者の氏名等を表記し、外封筒の封皮に「岐阜県立斐太高等学校への自動販売機設置に係る入札書在中」と朱書きで記載すること。

9 入札金額

- (1) 入札金額は、3 (2) の 賃貸借期間中の賃貸借料の総額 を記入してください。
- (2) 物件番号 1 に係る落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

10 落札者の決定

- (1) 開札は、入札後直ちに、入札者の立会いの下で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合には、入札に関係のない職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申立てはできません。

(2) 開札した結果、落札者があるときはその者の氏名(法人の場合は、名称)及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者に知らせます。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、入札者の中に郵便等による入札を行った者がある場合は、別に定める日時に再度入札を行います。

(3) 落札者は、次の方法により決定します。

①有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、岐阜県が定める予定価格以上で、かつ、最高の金額をもって入札した者を落札者とします。

②落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係のない職員にくじを引かせます。

(4) 落札者は、その権利を他者に譲ることはできません。

11 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがあります。

12 契約の締結

(1) 別紙県有財産賃貸借契約書(様式第6)により、契約書を作成するものとします。

(2) 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。

(3) 賃貸借契約は、申込者名義で行います。

(4) 落札者が、入札の日から本契約締結の日までの期間内に、暴力団又は暴力団関係者(2の(3)の①から⑨までに掲げるものをいう。以下同じ。)に該当することが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないものとします。

また、契約後に暴力団又は暴力団関係者に該当することが判明した場合は、契約を解除の上、違約金を徴収します。

13 その他

(1) この説明書に定めのない事項については、全て地方自治法、同法施行令、岐阜県公有財産規則(昭和39年岐阜県規則第48号)、岐阜県公有財産事務処理規程(昭和49年岐阜県訓令甲第16号)、岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号)、岐阜県会計規則取扱要領(昭和39年39出一第38号出納長通知)及びその他関係法令等の定めるところによります。

(2) 入札情報は、全て情報公開の対象となります。

問合せ先

〒506-0807 高山市三福寺町736 岐阜県立斐太高等学校 事務室

T E L 0577-32-0075 F A X 0577-32-9006

E-mail c27337@pref.gifu.lg.jp

自動販売機を設置する施設の名称、所在地及び設置場所

区 分	内 容
1 名 称	岐阜県立斐太高等学校
2 所在地	岐阜県高山市三福寺町 7 3 6
3 設置場所	別紙のとおり
4 開庁日及び開庁時間	平日 8 : 0 5 ~ 1 6 : 3 5
5 職員数又は来庁者数	職員数 7 3 名、生徒数 6 8 9 名 (令和 6 年 1 2 月 1 日現在)
6 前年度売上実績	(物件番号 1 : 生徒昇降口) 令和 4 年度 5 , 9 2 4 本 令和 5 年度 5 , 3 8 4 本 令和 6 年度 (1 1 月まで) 3 , 3 1 7 本 (物件番号 2 : 体育館横) 令和 4 年度 5 , 0 6 6 本 令和 5 年度 4 , 8 3 1 本 令和 6 年度 (1 1 月まで) 4 , 1 8 8 本
7 施設内にある飲料水の自動販売機の状況	2 台 (今回の入札対象) お茶、スポーツ飲料、コーヒー飲料、果実・野菜飲料等
8 施設内にある他の自動販売機の飲料の販売価格	購買室において、平日 1 0 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 の間に、パン・弁当と共に紙パック飲料を 1 0 0 円 ~ 1 2 0 円で販売している。

様式第 1

一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

岐阜県立斐太高等学校長 様

申込人 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

代理人 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

岐阜県の県有施設に自動販売機を設置したいので、入札説明書の内容を承諾の上、当該物件に係る一般競争入札に参加を申し込みます。

申込物件

申込む物件 に○を記入	物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
	1	岐阜県高山市三福寺町 736 岐阜県立斐太高等学校	生徒昇降口	2.00 m ² 幅 2.0m×奥行 1.0m	1 台
	2	岐阜県高山市三福寺町 736 岐阜県立斐太高等学校	体育館横	2.00 m ² 幅 2.0m×奥行 1.0m	1 台

【添付書類】

①誓約書

②設置する自動販売機及び回収ボックスのカタログ 各 1 通

担当者氏名
電話番号
FAX 番号

様式第 2

誓 約 書

令和 年 月 日

岐阜県立斐太高等学校長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、法人名及び代表者の氏名を記載してください。

このたび、自動販売機設置に係る一般競争入札の参加申込みに当たり、下記の事項に相違ない旨確約の上、貴県における入札、契約等に係る諸規程を厳守し、公正な入札をいたします。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、下記 3 について疑義がある場合は、貴県が岐阜県警察本部に照会することについて承諾するとともに、照会で確認された情報は、今後、私（当社）が貴県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号に掲げる者に該当しません。
- 2 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されています。【資格者番号 〇〇〇〇〇〇〇〇】
- 3 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び次の①から⑨までのいずれにも該当しません。
 - ① 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ② 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められる個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）

- ③ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められる個人又は法人等
- ④ 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められる個人又は法人等
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる個人又は法人等
- ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用するなどしていると認められる個人又は法人等
- ⑦ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる個人又は法人等
- ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これらを利用していると認められる個人又は法人等
- ⑨ ②から⑧までのいずれかに該当する者を下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等の相手方とし（⑧に該当する場合を除く。）、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わない個人又は法人等

4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しません。

5 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有しています。

設置施設名等	所在地	設置台数	設置期間

6 入札の参加に当たっては、入札公告、入札説明書及び仕様書の内容を承知した上で参加します。

様式第 3（物件番号 1）

入札書

令和 年 月 日

岐阜県立斐太高等学校長 様

入札者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名 印

※印鑑証明書の印をご使用ください。
※代理人が入札する場合は、一般競争入札参加申込書の申込人の住所又は所在地及び氏名又は名称並びに代理人の氏名をご記入ください。
※代理人の場合は、委任状の印鑑をご使用ください。

下記の金額をもって入札します。

記

入札金額		億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱	
											円

入札事項 「自動販売機設置に係る県有財産の賃貸借」
物件番号 1（生徒昇降口）の賃貸借物件

- （注） 1 金額の数字は、算用数字を用い、頭に「金」又は「¥」の文字を記入すること。
- 2 記載する金額は、契約希望金額(賃貸借期間中の賃貸借料総額)の 110 分の 100 に相当する金額を記入すること。

様式第 3（物件番号 2）

入札書

令和 年 月 日

岐阜県立斐太高等学校長 様

入札者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名 印

※印鑑証明書の印をご使用ください。
※代理人が入札する場合は、一般競争入札参加申込書の申込人の住所又は所在地及び氏名又は名称並びに代理人の氏名をご記入ください。
※代理人の場合は、委任状の印鑑をご使用ください。

下記の金額をもって入札します。

記

入札金額		億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱	
											円

入札事項 「自動販売機設置に係る県有財産の賃貸借」
物件番号 2（体育館横）の賃貸借物件

- （注） 1 金額の数字は、算用数字を用い、頭に「金」又は「¥」の文字を記入すること。
2 記載する金額は、契約希望金額（賃貸借期間中の賃貸借料総額）を記入すること。

様式第 4（物件番号 1）

委 任 状

代理人 住 所

氏 名 印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の自動販売機設置に係る県有財産の賃貸借に関する一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
1	岐阜県高山市三福寺町 736 岐阜県立斐太高等学校	生徒昇降口	2.00 m ² 幅 2.0m×奥行 1.0m	1 台

※委任状は、物件ごとに作成してください。

令和 年 月 日

岐阜県立斐太高等学校長 様

委任者（申込人）

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

※印鑑証明書の印をご使用ください。

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

様式第 4（物件番号 2）

委 任 状

代理人 住 所

氏 名 印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の自動販売機設置に係る県有財産の賃貸借に関する一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
2	岐阜県高山市三福寺町 736 岐阜県立斐太高等学校	体育館横	2.00 m ² 幅 2.0m×奥行 1.0m	1 台

※委任状は、物件ごとに作成してください。

令和 年 月 日

岐阜県立斐太高等学校長 様

委任者（申込人）

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

※印鑑証明書の印をご使用ください。

※法人にあっては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

様式第 5（物件番号 1）

くじ引きに係る委任状

私は、下記の自動販売機設置に係る県有財産の賃貸借に関する一般競争入札においてくじ引きが必要となる案件に関して、当該入札事務に関係のない岐阜県職員を代理人と定め、次の権限について委任します。

- 1 くじを引く順番を決定するくじを引くこと。
- 2 落札者を決定するくじを引くこと。

記

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
1	岐阜県高山市三福寺町 736 岐阜県立斐太高等学校	生徒昇降口	2.00 m ² 幅 2.0m×奥行 1.0m	1 台

※委任状は、物件ごとに作成してください。

令和 年 月 日

岐阜県立斐太高等学校長 様

委任者（申込人）
住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

印

※印鑑証明書の印をご使用ください。
※法人にあっては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

様式第 5（物件番号 2）

くじ引きに係る委任状

私は、下記の自動販売機設置に係る県有財産の賃貸借に関する一般競争入札においてくじ引きが必要となる案件に関して、当該入札事務に関係のない岐阜県職員を代理人と定め、次の権限について委任します。

- 1 くじを引く順番を決定するくじを引くこと。
- 2 落札者を決定するくじを引くこと。

記

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
2	岐阜県高山市三福寺町 736 岐阜県立斐太高等学校	体育館横	2.00 m ² 幅 2.0m×奥行 1.0m	1 台

※委任状は、物件ごとに作成してください。

令和 年 月 日

岐阜県立斐太高等学校長 様

委任者（申込人）
住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

印

※印鑑証明書の印をご使用ください。
※法人にあっては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

県有財産賃貸借契約書（案）

貸主岐阜県（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）とは、
次の条項により県有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第 2 条 賃貸借物件は、次のとおりとする。

施設名称	所在地	貸付場所	面積
岐阜県立斐太高等学校	岐阜県高山市三福寺町 736	生徒昇降口	2.0 m ²

（用途の指定）

第 3 条 乙は、賃貸借物件を、「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第 4 条 賃貸借期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までとする。

（契約更新等）

第 5 条 本契約は、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求）又は契約期間の延長を行わないものとする。

（賃貸借料）

第 6 条 賃貸借料は、次のとおりとする。

契約金額 金<落札価格>円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）

2 甲は、経済情勢の著しい変動その他正当な理由がある場合は、賃貸借料の改定を行うことができる。

（賃貸借料の支払）

第 7 条 甲は、前条に定める賃貸借料について、次に掲げるとおり、各年度当初に乙に納入通知書を送付するものとする。

年 度	納 付 金 額
令和 7 年度	円
令和 8 年度	円
令和 9 年度	円

2 乙は、前項の納入通知書により、指定期日までに甲に賃貸借料を支払わなければならない。

(光熱水費の支払)

第8条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機には、光熱水費の使用量を計る専用メーターを設置するものとする。

2 甲は、施設全体の光熱水費使用料（基本料金を含む。）に基づき、当該月の専用メーターの表示する使用量から光熱水費を計算し、速やかに乙に納入通知書を送付するものとする。

3 乙は、前項の納入通知書により、指定期日までに甲に光熱水費を支払わなければならない。

(延滞金)

第9条 乙は、前2条の規定に基づき、甲が定める納期限までに賃貸借料及び光熱水費（以下「賃貸借料等」という。）を支払わなかったときは、県税の延滞金の例により計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第10条 乙が賃貸借料等及び延滞金を支払うべき場合において、乙が支払った金額が賃貸借料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第11条 契約保証金は、免除する。【免除できる場合】

(契約不適合責任)

第12条 乙は、この契約締結後、賃貸借物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、賃貸借料の減額及び損害賠償等の請求をすることができない。

(維持保全義務)

第13条 乙は、善良な管理者の注意をもって賃貸借物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合は、直ちに甲にその状況を報告しなければならない。

(維持補修)

第14条 甲は、賃貸借物件の維持補修の責を負わない。

2 賃貸借物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、全て乙の負担とする。

(転貸等の禁止)

第15条 乙は、賃貸借物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくは担保に供することができない。

2 乙は、この契約に基づく自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託することができない。

(実地調査等)

第16条 甲は、必要に応じて、乙に対し、賃貸借物件、売上げ状況等について、所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。

2 乙は、正当な理由がなく報告若しくは資料の提出を怠り、又は実地調査を拒み、若しくは妨げてはならない。

3 甲は、賃貸借期間の満了又はこの契約の解除により行う公募において、第1項の規定により乙から賃貸借物件の自動販売機ごとの売上実績について報告を求め、当該売上実績を公表することができる。

(違約金)

第 17 条 乙は、第 4 条に定める期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反した場合又は第 19 条各号のいずれかに該当した場合

金<賃貸借料の 1 年分に相当する額>円

(2) 第 3 条及び第 15 条に定める義務に違反した場合

金<賃貸借料の 1 年分に相当する額の 3 倍の額>円

2 前項に定める違約金は、第 22 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため賃貸借物件を必要とするとき。

(3) 乙が、手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4) 乙が、差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(5) 乙が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。

(6) 乙が、甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。

(8) 乙が、主務官庁から営業禁止処分若しくは営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(9) 乙が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続し難い事態になったと認めたとき。

(10) 賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。

(11) 前各号に掲げる事由に準ずる事由により、甲が契約を継続し難いと認めたとき。

(暴力団排除措置による解除)

第 19 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(3) 乙の役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(4) 乙の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると

認められるとき。

- (5) 乙の役員等が、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (8) 乙の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用していると認められるとき。
- (10) 乙が、第3号から前号までのいずれかに該当する者を下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等の相手方としていた場合（同号に該当する場合を除く。）において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わないとき。

（原状回復）

第20条 乙は、第4条に規定する賃貸借期間が満了したとき、又は前2条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに賃貸借物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

（賃貸借料の返還等）

第21条 甲は、第18条又は第19条の規定によりこの契約を解除したときは、既納の賃貸借料のうち、乙が賃貸借物件を甲に返還した日以降の未経過期間の賃貸借料を日割計算により返還する。

2 甲が第18条及び第19条の規定によりこの契約を解除した場合において、当該解除により乙に損害があっても、甲は、損害を賠償する責を負わない。

（損害賠償等）

第22条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有益費の請求権の放棄）

第23条 乙は、第4条に規定する賃貸借期間が満了した場合又は第18条若しくは第19条の規定により契約が解除された場合において、賃貸借物件に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

（返還金の相殺）

第24条 甲は、第21条の規定により賃貸借料を返還する場合において、乙が第17条第1項に定める違約金又は第22条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する賃貸借料の全部又は一部と相殺する。

（契約の費用）

第25条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、全て乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 26 条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、
甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第 27 条 この契約に関する訴の管轄は、賃貸借物件の所在地を管轄区域とする岐阜地方裁
判所とする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管する。

令和 年 月 日

甲	岐阜県高山市三福寺町 7 3 6 番地	
	岐阜県	
	代表者 岐阜県立斐太高等学校長	印
	中村 浩一	

乙	住所	
	氏名	
	名称及び	
	代表者氏名	印

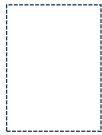
特記仕様書

不当介入における通報義務について

1 妨害又は不当要求に対する通報義務

乙は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

2 乙は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に債務を履行できないときは、甲に履行期間の延長を請求することができる。



県有財産賃貸借契約書（案）

貸主岐阜県（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）とは、
次の条項により県有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借物件）

第 2 条 賃貸借物件は、次のとおりとする。

施設名称	所在地	貸付場所	面積
岐阜県立斐太高等学校	岐阜県高山市三福寺町 736	体育館横	2.0 m ²

（用途の指定）

第 3 条 乙は、賃貸借物件を、「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

2 乙は、賃貸借物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（賃貸借期間）

第 4 条 賃貸借期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までとする。

（契約更新等）

第 5 条 本契約は、前条に定める契約期間満了時において本契約の更新（更新の請求）又は契約期間の延長を行わないものとする。

（賃貸借料）

第 6 条 賃貸借料は、次のとおりとする。

契約金額 金<落札価格>円

2 甲は、経済情勢の著しい変動その他正当な理由がある場合は、賃貸借料の改定を行うことができる。

（賃貸借料の支払）

第 7 条 甲は、前条に定める賃貸借料について、次に掲げるとおり、各年度当初に乙に納入通知書を送付するものとする。

年 度	納 付 金 額
令和 7 年度	円
令和 8 年度	円
令和 9 年度	円

2 乙は、前項の納入通知書により、指定期日までに甲に賃貸借料を支払わなければならない。

(光熱水費の支払)

第8条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機には、光熱水費の使用量を計る専用メーターを設置するものとする。

2 甲は、施設全体の光熱水費使用料（基本料金を含む。）に基づき、当該月の専用メーターの表示する使用量から光熱水費を計算し、速やかに乙に納入通知書を送付するものとする。

3 乙は、前項の納入通知書により、指定期日までに甲に光熱水費を支払わなければならない。

(延滞金)

第9条 乙は、前2条の規定に基づき、甲が定める納期限までに賃貸借料及び光熱水費（以下「賃貸借料等」という。）を支払わなかったときは、県税の延滞金の例により計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第10条 乙が賃貸借料等及び延滞金を支払うべき場合において、乙が支払った金額が賃貸借料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第11条 契約保証金は、免除する。【免除できる場合】

(契約不適合責任)

第12条 乙は、この契約締結後、賃貸借物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、賃貸借料の減額及び損害賠償等の請求をすることができない。

(維持保全義務)

第13条 乙は、善良な管理者の注意をもって賃貸借物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、賃貸借物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合は、直ちに甲にその状況を報告しなければならない。

(維持補修)

第14条 甲は、賃貸借物件の維持補修の責を負わない。

2 賃貸借物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、全て乙の負担とする。

(転貸等の禁止)

第15条 乙は、賃貸借物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくは担保に供することができない。

2 乙は、この契約に基づく自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託することができない。

(実地調査等)

第16条 甲は、必要に応じて、乙に対し、賃貸借物件、売上げ状況等について、所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。

2 乙は、正当な理由がなく報告若しくは資料の提出を怠り、又は実地調査を拒み、若しくは妨げてはならない。

3 甲は、賃貸借期間の満了又はこの契約の解除により行う公募において、第1項の規定により乙から賃貸借物件の自動販売機ごとの売上実績について報告を求め、当該売上実績を公表することができる。

(違約金)

第 17 条 乙は、第 4 条に定める期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反した場合又は第 19 条各号のいずれかに該当した場合

金<賃貸借料の 1 年分に相当する額>円

(2) 第 3 条及び第 15 条に定める義務に違反した場合

金<賃貸借料の 1 年分に相当する額の 3 倍の額>円

2 前項に定める違約金は、第 22 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため賃貸借物件を必要とするとき。

(3) 乙が、手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(4) 乙が、差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

(5) 乙が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。

(6) 乙が、甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

(7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。

(8) 乙が、主務官庁から営業禁止処分若しくは営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(9) 乙が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続し難い事態になったと認めたとき。

(10) 賃貸借物件及び賃貸借物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。

(11) 前各号に掲げる事由に準ずる事由により、甲が契約を継続し難いと認めたとき。

(暴力団排除措置による解除)

第 19 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(3) 乙の役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(4) 乙の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると

認められるとき。

- (5) 乙の役員等が、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (8) 乙の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用していると認められるとき。
- (10) 乙が、第3号から前号までのいずれかに該当する者を下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等の相手方としていた場合（同号に該当する場合を除く。）において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わないとき。

（原状回復）

第20条 乙は、第4条に規定する賃貸借期間が満了したとき、又は前2条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに賃貸借物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

（賃貸借料の返還等）

第21条 甲は、第18条又は第19条の規定によりこの契約を解除したときは、既納の賃貸借料のうち、乙が賃貸借物件を甲に返還した日以降の未経過期間の賃貸借料を日割計算により返還する。

2 甲が第18条及び第19条の規定によりこの契約を解除した場合において、当該解除により乙に損害があっても、甲は、損害を賠償する責を負わない。

（損害賠償等）

第22条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有益費の請求権の放棄）

第23条 乙は、第4条に規定する賃貸借期間が満了した場合又は第18条若しくは第19条の規定により契約が解除された場合において、賃貸借物件に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

（返還金の相殺）

第24条 甲は、第21条の規定により賃貸借料を返還する場合において、乙が第17条第1項に定める違約金又は第22条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する賃貸借料の全部又は一部と相殺する。

（契約の費用）

第25条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、全て乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 26 条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、
甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第 27 条 この契約に関する訴の管轄は、賃貸借物件の所在地を管轄区域とする岐阜地方裁
判所とする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ 1 通を保管する。

令和 年 月 日

甲	岐阜県高山市三福寺町 7 3 6 番地	
	岐阜県	
代表者	岐阜県立斐太高等学校長	印
	中村 浩一	

乙	住所	
	氏名	
	名称及び	
	代表者氏名	印

特記仕様書

不当介入における通報義務について

1 妨害又は不当要求に対する通報義務

乙は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

2 乙は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に債務を履行できないときは、甲に履行期間の延長を請求することができる。